

〔第1問〕

A 駅自由通路は、B 鉄道・C 電鉄の A 駅とそこから約 250 メートル離れた D 旅客鉄道の A 駅との間及びそれらと商業施設等を接続する幅 12 メートルの通路であり、Y 市 A 駅自由通路設置条例（以下、「本件条例」という。）に基づき、Y 市によって地方自治法 244 条所定の「公の施設」として設置され、指定管理者によって管理されている。

本件条例は、1 条において「この条例は、Y 市 A 駅自由通路（以下「自由通路」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、歩行者の安全で快適な往来の利便に資することを目的とする」と規定し、19 条 1 項において、事前に指定管理者の承認を要する自由通路の利用として、『募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為』（同項 1 号）、『催事、興行その他これらに類する行為』（2 号）、『音楽活動その他これらに類する行為』（3 号）、『業として行う写真又は映画等の撮影』（4 号）を掲げ、利用期間、利用時間、利用料金等の規定を置いている。また、30 条 1 項各号に、自由通路における禁止行為を掲げたものであるところ、同項は、例外のない禁止行為としては、『自由通路の施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為』（1 号）、『球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為』（2 号）、『集会、デモ、座込み、寝泊り、仮眠、横臥その他これらに類する行為』（3 号）、『勧誘行為』（4 号）、『火気類又は危険物の使用』（5 号）を具体的に掲げて」いる。

Y 市民である X は、現政権を批判するパフォーマンスを行う目的で、インターネット上での情報発信を行い、「20XX 年 2 月 28 日午後 2 時頃から午後 3 時半頃までの間、黒い服装でサングラスを着用し、本件自由通路において、数分程度静止するパフォーマンスを行う」旨の告知を行った。当日、A 駅に集合した X を含む約 10 名の者は、同日午後 2 時頃から午後 3 時 29 分頃までの間、服装を揃えてサングラスを着用し、本件自由通路において、指定管理者の承認を受けずに、通路上を移動しながら、10 か所の地点で、現政権を批判するプラカード（B4 ないし A3 判のもの）を持って数分程度静止する行為をした。本件行動の参加者は、動く歩道上では左側に一列に並んで立ち、それ以外の歩道部分では縦一列又は列を崩した状態で通路内を移動し、その際にプラカードを掲げる者もいた。

これに対して、Y 市長は、(a)X の本件行動に際してプラカードを掲げた行為が、本件条例 19 条 1 項により、通路の利用に際し指定管理者の承認を必要とする「広報活動」に当たり、また、(b)X の他の参加者とともに立ち並びや座込み、プラカードを掲げた行進を行った行為が、条例 30 条 1 項 3 号によって禁止された「集会、デモ、座込み」に当たるとして、X に対して、今後、条例に定める要承認行為を行う場合にあらかじめ指定管理者の承認を受けることと禁止行為を行わないことを命令した。

そこで、X は、本件命令が憲法違反であると主張して、Y に対してその取消しを求めた。

〔設問 1〕

あなたが X の弁護士であるとして、上記の取消訴訟においてどのような憲法上の主張を

行うかを述べなさい。

〔設問 2〕

〔設問 1〕で述べられた X の主張に対する Y の反論を想定しつつ、憲法上の問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。

【参考資料 1】

○Y 市 A 駅自由通路設置条例（平成 21 年条例第 27 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、海老名市海老名駅自由通路（以下「自由通路」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、歩行者の安全で快適な往来の利便に資することを目的とする。

（名称及び区域）

第 2 条 自由通路の名称は、A 駅自由通路とする。

2 自由通路は、歩行に供する通路（階段、エスカレーター及びエレベーターを含む。）並びに通路を構成する柱、基礎、天井及び壁面その他附帯する施設部分とし、その区域は、別図のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第 3 条 自由通路の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

〔中 略〕

（利用の承認）

第 19 条 自由通路を利用しようとする者は、次に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為
- (2) 催事、興行その他これらに類する行為
- (3) 音楽活動その他これらに類する行為
- (4) 業として行う写真又は映画等の撮影

2 指定管理者は、自由通路の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第 1 項の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 自由通路に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) 自由通路その他周囲の景観及び美観を損ねるおそれがあるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(5) その他自由通路の通行上又は管理上支障が生じるおそれがあるとき。

4 指定管理者は、自主事業として第1項各号に掲げる行為をする場合は、同項の承認を前条に規定する市長との協議をもって代えることができる。

5 市長は、第1項に規定する指定管理者の承認を受けずに同項各号の利用をしたと認められる者に対し、当該利用の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

[中 略]

(禁止行為)

第30条 自由通路において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第19条第1項の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 自由通路の施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為

(2) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為

(3) 集会、デモ、座込み、寝泊り、仮眠、横臥その他これらに類する行為

(4) 勧誘行為

(5) 火気類又は危険物の使用

(6) 物品等の販売又は配布

(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両又は同項第11号の2に規定する自転車を乗り入れ、又は停めておくこと。

(8) 前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

[中 略]

(罰 則)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

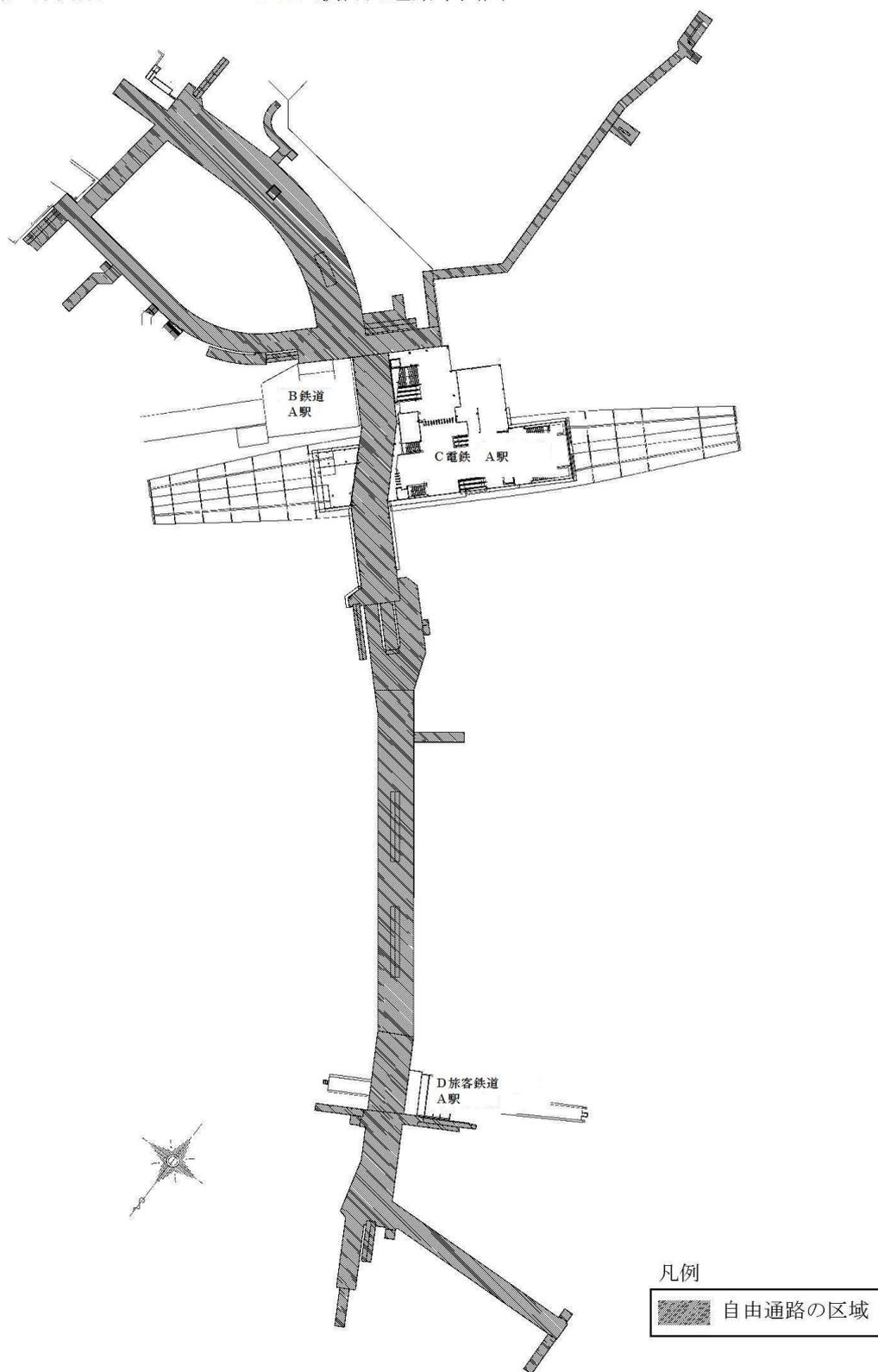
(1) 第19条第5項に規定する市長の命令に従わない者

(2) 第30条第2項に規定する市長の命令に従わない者

【参考資料 2】

別図(第2条関係)

図 1 A 駅自由通路平面図



〔第2問〕

旅行業法3条は、「旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」ここでいう「旅行業」とは、「報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業をいう」（2条1項）として、同項1号から9号にわたって9種類の行為を定め、これらの行為に該当する旅行業を営む場合には登録を義務づけている。同法4条所定の申請があった場合には、同法6条1項所定の事由がある場合を除き登録をしなければならない（同法5条1項）ものとされている。登録された旅行業者に対しては、営業保証金の供託の義務（同法7条）、旅行業務取扱管理者の選任（同法11条の2）、料金の掲示（同法12条）等が義務づけられている。そして、登録を受けずに旅行業を営んだ場合には100万円以下の罰金が課せられる（同法29条1項1号）と定めている。

被告人Xは、旅行業を営む観光会社の代表取締役であったが、同社の業務に関し観光庁長官の登録を受けないで、20XX年4月及び同年8月の2回にわたり、Aホテルのための集客の仲介業務を行い、同ホテルから金員（同法2条1項の「報酬」に該当するものとする。）を受領した。この行為が旅行業法に違反するとして起訴された。

これに対し、Xは旅行業法の規定が、職業選択の自由を不当に制約するものとして違憲であり、自分は無罪であることを主張しようと考えている。

〔設問1〕

あなたがXの弁護人であるとして、上記の刑事訴訟においてどのような憲法上の主張を行うかを述べなさい。

〔設問2〕

〔設問1〕で述べられたXの主張に対する検察官の反論を想定しつつ、憲法上の問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。

【参考資料】

旅行業法（昭和27年法律239号）

（目的）

第一条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス

(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

- 二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス(以下「運送等関連サービス」という。)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- 三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
- 六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
- 九 旅行に関する相談に応ずる行為

2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為(第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。

4 この法律で「企画旅行契約」とは、第一項第一号、第二号及び第八号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

5 この法律で「手配旅行契約」とは、第一項第三号、第四号、第六号(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第七号(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第八号(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業

を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

(登録)

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
 - 三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
 - 四 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
 - 五 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
 - 六 旅行業者代理業を営もうとする者にあつては、その代理する旅行業を営む者の氏名又は名称及び住所
- 2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 観光庁長官は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十九条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消の日から五年を経過していないものを含む。）

- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者
 - 三 申請前五年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者
 - 四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は第六号のいずれかに該当するもの
 - 五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの
 - 七 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
 - 八 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
 - 九 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの
- 2 観光庁長官は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して旅行業を営んだ者〔以下略〕

〔第3問〕

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして関心を集めている。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないとして、社会的問題と認識されるようになってきている。また、近時、このヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まっている上、2014年7月に国連自由権規約委員会で、同年8月にも国連人種差別撤廃委員会で、日本国政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されている。このような情勢を受けて、国会において、差別的言動解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が成立し、2016年6月3日に施行された。なお、同法律の内容は、努力義務規定が中心であって罰則規定が置かれていない。

X（債権者）は、A県B市内の在日C国人が多数居住するD地域において、長年、差別解消・撤廃に向けて在日C国人の支援に取り組み、広報・啓蒙活動を行なう一般社団法人である。Xの役職員の多くは、C国籍を有するC国の退役軍人やその家族である。他方、Y（債務者）は、同市内において計12回にわたり、在日C国人の排斥を訴える内容のデモを主催し、またはその中心メンバーとして参加した運動体ないし団体に参画する活動家である。

Yらの団体は、過去に2回、D地域を縦断するB市の幹線道路におけるデモ行進を実施している。いずれも抗議するD地域住民等が立ち塞がったことなどにより、同地域まで進行することはなかったが、拡声器などにより騒々しく、「C国は我が国に軍隊を駐留させる占領国であり、平和憲法に対する敵国だ。その敵国人に対して死ね、殺せというのは当たり前だ。ゴキブリC人は出て行け。」などの言葉を発した。さらに、Yは、同運動体のホームページにおいて、「やります第三弾！日本浄化デモ！C国追従の外交・安保政策を破棄し、アジアの人民と共存する誇りある独立国となるために、在日C軍基地のある【Bを攻撃拠点】に、自国を貶め、嘘、捏造を垂れ流す日本の敵を駆逐しましょう！9条守れ！ヤンキー、GO HOME！」などと掲載し、約1ヵ月後に実施する予定のデモへの参加および運動への賛同を呼び掛けている。

Xは、デモを差止める仮処分命令を申立てた。

〔設問1〕

あなたがXの代理人弁護士であるとして、上記の申立てにおいてどのような憲法上の主張を行うかを述べなさい。

〔設問2〕

〔設問1〕で述べられたXの主張に対するYの反論を想定しつつ、憲法上の問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。

【参考資料 1】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律 68 号）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

【参考資料 2】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成 7 年条約 26 号）

第 1 条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなってはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。

第2条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) 各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制することを約束する。

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達

成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなってはならない。

第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。